

別表第 1（第4条関係）

1. 従前の訪問介護（旧介護予防訪問介護）相当サービス費

算定項目				合成 単位数	算定 単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	週1回程度 1月に5回まで 週2回程度 1月に10回まで 週3回程度 1月に15回まで		287	1回につき
	(2) 生活援助が中心である場合 （一）所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位			179	
	(2) 生活援助が中心である場合 （二）所要時間45分以上の場合 220 単位			220	
	(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位			163	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算			1回につき
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算			1月につき
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			
ハ 初回加算		200 単位加算		200	1月につき
ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算		100	
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算		200	
ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算		50	1回につき
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算			1月につき
	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算			
	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算			
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算			
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 221/1000 加算		
		(二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の 208/1000 加算		
		(三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の 200/1000 加算		
		(四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の 187/1000 加算		
		(五)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の 184/1000 加算		
		(六)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の 163/1000 加算		
		(七)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の 163/1000 加算		
		(八)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の 158/1000 加算		
		(九)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の 142/1000 加算		
		(十)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	所定単位数の 139/1000 加算		
		(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	所定単位数の 121/1000 加算		
		(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	所定単位数の 118/1000 加算		
		(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	所定単位数の 100/1000 加算		
		(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	所定単位数の 76/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

2. 緩和した基準による訪問型サービス費

算定項目				合成 単位数	算定 単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 143 単位	過1回程度 1月に5回まで 過2回程度 1月に10回まで 過3回程度 1月に15回まで		143	1回につき
	(2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合 176 単位			176	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算			1回につき
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算			1月につき
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			
ハ 初回加算		200 単位加算		200	1月につき
ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	
ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算		50	1回につき
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算			1月につき
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			
	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算		
		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算		
		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算		
		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

3. 従前の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位	
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1（週1回利用で1月に5回のとき）	2,180 単位	2,180	1月につき	
		72 単位	72	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に9回のとき）	4,023 単位	4,023	1月につき	
		132 単位	132	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に10回のとき）	4,470 単位	4,470	1月につき	
		147 単位	147	1日につき	
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	436 単位	436	1回につき	
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	447 単位	447		
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算		1回につき	
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
	ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	94 単位減算	-94	1回につき	
事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150		
	(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160		
チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	1月につき	
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	1月につき
		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100 単位加算	100	1回につき	
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を）限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に2回を）限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 92/1000 加算		
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 90/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 80/1000 加算		
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 64/1000 加算		
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 81/1000 加算		
		(二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の 76/1000 加算		
		(三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の 79/1000 加算		
		(四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の 74/1000 加算		
		(五)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の 65/1000 加算		
		(六)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の 63/1000 加算		
		(七)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の 56/1000 加算		
		(八)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の 69/1000 加算		
		(九)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の 54/1000 加算		
		(十)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	所定単位数の 45/1000 加算		
		(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	所定単位数の 53/1000 加算		
		(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	所定単位数の 43/1000 加算		
		(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	所定単位数の 44/1000 加算		
		(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	所定単位数の 33/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

4. 緩和した基準による通所型サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位	
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1（週1回利用で1月に5回のとき）	1,960 単位	1,960	1月につき	
		64 単位	64	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に9回のとき）	3,618 単位	3,618	1月につき	
		119 単位	119	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に10回のとき）	4,020 単位	4,020	1月につき	
		132 単位	132	1日につき	
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	392 単位	392	1回につき	
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	402 単位	402		
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算		1回につき	
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	338 単位減算	-338	1月につき
		事業対象者・要支援2	677 単位減算	-677	
	ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	84 単位減算	-84	1回につき	
事業所が送迎を行わない場合		42 単位減算	-42	片道につき	
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150		
	(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160		
チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88
		事業対象者・要支援2	176 単位加算		176
	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算		144
	(3)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24 単位加算		24
		事業対象者・要支援2	48 単位加算		48
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を）限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に2回を）限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 92/1000 加算			
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 90/1000 加算			
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 80/1000 加算			
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 64/1000 加算			
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 81/1000 加算		
		(二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の 76/1000 加算		
		(三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の 79/1000 加算		
		(四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の 74/1000 加算		
		(五)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の 65/1000 加算		
		(六)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の 63/1000 加算		
		(七)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の 56/1000 加算		
		(八)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の 69/1000 加算		
		(九)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の 54/1000 加算		
		(十)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	所定単位数の 45/1000 加算		
		(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	所定単位数の 53/1000 加算		
		(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	所定単位数の 43/1000 加算		
		(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	所定単位数の 44/1000 加算		
		(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	所定単位数の 33/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。

5. 従前の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費 ※(5時間未満)

算定項目			合成 単位数	算定 単位	
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1（週1回利用で1月に5回のとき）	1,415 単位	1,415	1月につき	
		47 単位	47	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に9回のとき）	2,619 単位	2,619	1月につき	
		86 単位	86	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に10回のとき）	2,910 単位	2,910	1月につき	
		96 単位	96	1日につき	
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	283 単位	283	1回につき	
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	291 単位	291		
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算		1回につき	
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	244 単位減算	-244	1月につき
		事業対象者・要支援2	489 単位減算	-489	
	ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）		61 単位減算	-61	1回につき
事業所が送迎を行わない場合		31 単位減算	-31	片道につき	
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150		
	(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160		
チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88
		事業対象者・要支援2	176 単位加算		176
	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を）限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に2回を）限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 92/1000 加算		
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 90/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 80/1000 加算		
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 64/1000 加算		
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 81/1000 加算		
		(二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の 76/1000 加算		
		(三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の 79/1000 加算		
		(四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の 74/1000 加算		
		(五)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の 65/1000 加算		
		(六)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の 63/1000 加算		
		(七)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の 56/1000 加算		
		(八)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の 69/1000 加算		
		(九)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の 54/1000 加算		
		(十)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	所定単位数の 45/1000 加算		
		(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	所定単位数の 53/1000 加算		
		(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	所定単位数の 43/1000 加算		
		(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	所定単位数の 44/1000 加算		
		(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	所定単位数の 33/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

6. 緩和した基準による通所型サービス費 ※(5時間未満)

算定項目			合成 単位数	算定 単位	
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1（週1回利用で1月に5回のとき）	1,275 単位	1,275	1月につき	
		42 単位	42	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に9回のとき）	2,349 単位	2,349	1月につき	
		77 単位	77	1日につき	
	事業対象者・要支援2（週2回利用で1月に10回のとき）	2,610 単位	2,610	1月につき	
86 単位		86	1日につき		
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	255 単位	255	1回につき	
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	261 単位	261		
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算		1回につき	
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	220 単位減算	-220	1月につき
		事業対象者・要支援2	440 単位減算	-440	
	ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）		55 単位減算	-55	1回につき
事業所が送迎を行わない場合		27 単位減算	-27	片道につき	
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150		
	(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160		
チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88
		事業対象者・要支援2	176 単位加算		176
	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を）限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に2回を）限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 92/1000 加算		
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 90/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 80/1000 加算		
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 64/1000 加算		
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 81/1000 加算		
		(二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の 76/1000 加算		
		(三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の 79/1000 加算		
		(四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の 74/1000 加算		
		(五)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の 65/1000 加算		
		(六)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の 63/1000 加算		
		(七)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の 56/1000 加算		
		(八)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の 69/1000 加算		
		(九)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の 54/1000 加算		
		(十)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	所定単位数の 45/1000 加算		
		(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	所定単位数の 53/1000 加算		
		(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	所定単位数の 43/1000 加算		
		(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	所定単位数の 44/1000 加算		
		(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	所定単位数の 33/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

7. 要支援2の方が要支援1程度の利用を行った場合の通所型サービス費

算定項目				合成 単位数	算定 単位			
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2 (週1回利用で1月に5回 のとき)	旧介護予防通所介護相当サービス	2,180 単位	2,180	1月につき			
			72 単位	72	1日につき			
		緩和した基準によるサービス	1,960 単位	1,960	1月につき			
			64 単位	64	1日につき			
		旧介護予防通所介護相当サービス 5時間未満	1,415 単位	1,415	1月につき			
			47 単位	47	1日につき			
		緩和した基準によるサービス 5時間未満	1,275 単位	1,275	1月につき			
			42 単位	42	1日につき			
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	要支援2 ※週1回利用で1月に5 回まで	旧介護予防通所介護相当サービス	436 単位	436	1回につき			
		緩和した基準によるサービス	392 単位	392				
		旧介護予防通所介護サービス(5時間未満)	283 単位	283				
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	255 単位	255				
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算			1回につき			
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算						
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1回につき			
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	通所介護従前相当サービス	376 単位減算	-376	1月につき			
		緩和した基準によるサービス	338 単位減算	-338				
		通所介護従前相当サービス(5時間未満)	244 単位減算	-244				
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	220 単位減算	-220				
	ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	通所介護従前相当サービス	94 単位減算	-94	1回につき			
		緩和した基準によるサービス	84 単位減算	-84				
		通所介護従前相当サービス(5時間未満)	61 単位減算	-61				
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	55 単位減算	-55				
		事業所が送迎を行わない場合		通所介護従前相当サービス		47 単位減算	-47	片道につき
				※緩和した基準によるサービス		42 単位減算	-42	
		通所介護従前相当サービス(5時間未満)	31 単位減算	-31				
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	27 単位減算	-27				
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算		100	1月につき			
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算		240				
ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算		50				
ヘ 栄養改善加算		200 単位加算		200				
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150				
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160				
チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算		480	1月につき			
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2	88 単位加算	88				
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	72 単位加算	72				
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2	24 単位加算	24				
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算		100	1回につき			
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200				
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算		20	1回につき			
	(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算		5				

ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		
	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算	
		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算	
		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算	
		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算	
		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	
		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算	
		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算	
		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算	
		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算	
		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算	
		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算	
		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算	
		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算	
		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

- 注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
- 注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。